

西ドイツにおける
勤労青少年保護対策の現状
(法律編)

(昭和52年4月)

労働省婦人少年局年少労働課

本書は、立教大学助教授小西国友、埼玉大学助教授中嶋士元也両氏による最近の西ドイツにおける立法を中心とした勤労青少年保護対策の現状についての調査研究をとりまとめたものである。

労働者たる年少者の保護に関する法律（年少労働者保護法）— Gesetz
zum Schutze der arbeitenden Jugend —

1976年4月12日制定

目 次

第1章 総則	1
第1条 適用範囲	1
第2条 児童及び年少者	1
第3条 使用者	1
第4条 労働時間	2
第2章 児童の使用	2
第5条 児童の使用の禁止	2
第6条 興行に関しての官庁による例外	3
第3章 年少者の使用	4
第1節 使用に関する最低年令	4
第7条 使用に関する最低年令	4
第2節 労働時間及び休息時間	5
第8条 労働時間	5
第9条 職業学校	5
第10条 試験及び事業所外における教育訓練措置	6
第11条 休憩時間及び滞在場所	6
第12条 就業時間	7
第13条 1日の休息時間	7
第14条 夜間の休養	7

第 1 5 条	週 5 日制	9
第 1 6 条	土曜日の休養	9
第 1 7 条	日曜日の休養	1 0
第 1 8 条	祝祭日の休養	1 1
第 1 9 条	休暇	1 2
第 2 0 条	内水航行	1 3
第 2 1 条	特別の場合における例外	1 3
第 3 節 使用の制限ないし禁止		1 4
第 2 2 条	有害な労働	1 4
第 2 3 条	出来高労働ないし速度に規制される労働	1 4
第 2 4 条	坑内における労働	1 5
第 2 5 条	一定の者による使用の禁止	1 5
第 2 6 条	授權	1 6
第 2 7 条	行政官庁による命令及び例外	1 7
第 4 節 使用者のその他の義務		1 8
第 2 8 条	人間にふさわしい労働の形成	1 8
第 2 9 条	危険に関する教示	1 8
第 3 0 条	家庭共同体	1 9
第 3 1 条	体罰の禁止、アルコール及びタバコの供与の禁止	1 9
第 5 節 健康管理		1 9
第 3 2 条	最初の検査	1 9
第 3 3 条	最初の再検査	2 0
第 3 4 条	再度の再検査	2 0
第 3 5 条	非常の再検査	2 0

第 3 6 条	医師による検査と使用者の変更	2 1
第 3 7 条	医師による検査の内容及び実施	2 1
第 3 8 条	補充検査	2 2
第 3 9 条	通知及び証明書	2 2
第 4 0 条	証明書と有害労働の記入	2 2
第 4 1 条	医師の証明書の保存	2 3
第 4 2 条	監督官庁の介入	2 3
第 4 3 条	検査のための自由時間の保障	2 3
第 4 4 条	検査の費用	2 3
第 4 5 条	医師による相互の通知	2 3
第 4 6 条	授權	2 4
第 4 章	法律の施行	2 4
第 1 節	掲示及び名簿	2 4
第 4 7 条	法律及び監督官庁の公示	2 4
第 4 8 条	労働時間及び休憩時間の掲示	2 5
第 4 9 条	年少者の名簿	2 5
第 5 0 条	告知・名簿の提出	2 5
第 2 節	監督	2 5
第 5 1 条	監督官庁、査察権及び報告義務	2 5
第 5 2 条	児童に対する賃金税表に関する報告	2 6
第 5 3 条	違反通告	2 6
第 5 4 条	例外についての許可	2 6
第 3 節	年少労働者保護委員会	2 7

第 5 5 条	州年少労働者保護委員会の設置	2 7
第 5 6 条	監督官庁に設置される年少労働者保護委員会	2 8
第 5 7 条	委員会の任務	2 9
第 5 章	刑罰規定及び過料規定	2 9
第 5 8 条	過料規定及び刑罰規定	2 9
第 5 9 条	過料規定	3 2
第 6 0 条	秩序違反の起訴及び処罰に関する行政規定	3 3
第 6 章	終結規定	3 4
第 6 1 条	商船における年少者の使用	3 4
第 6 2 条	自由剝奪の執行の場合における使用	3 9
第 6 3 条	職業教育訓練法の改正	4 0
第 6 4 条	手工業令の改正	4 1
第 6 5 条	連邦官吏法の改正	4 1
第 6 6 条	官吏の権利の範囲に関する法律の改正	4 2
第 6 7 条	連邦中央登録簿法の改正	4 3
第 6 8 条	営業令の改正	4 3
第 6 9 条	命令の改正	4 3
第 7 0 条	企業医・安全技師その他の労働安全についての専門 職員に関する法律の改正	4 5
第 7 1 条	ベルリン条項	4 6
第 7 2 条	施行	4 6

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

(1) 本法は、以下の各号に掲げるものであって、18才未満のものの使用にこれを適用する。

- 1 職業教育訓練中のもの
- 2 被用者又は家内労働者たるもの
- 3 被用者又は家内労働者の労働作業に類似する、その他の勤務作業に従事するもの
- 4 職業教育訓練に類似する教育訓練関係にあるもの

(2) 本法は、以下の各号に掲げるものには、これを適用しない。

- 1 取るに足りない補助的作業であって、それが臨時的に
 - a 好意から
 - b 家族法上の規定に基づいて
 - c 年少者扶助の施設に
 - d 障害者の収容施設 (*Einrichtung*) に
もたらされた場合
- 2 心身監護権者 (*Personensorgeberechtigte*) による家事における使用

第2条 (児童及び年少者)

(1) 本法にいう児童 (*Kind*) とは、14才未満の者をいう。

(2) 本法にいう年少者 (*Jugendlicher*) とは、14才以上18才未満の者をいう。

(3) 年少者であっても、全日制学校における就学義務を負う者は、本法にいう児童とみなす。

第3条 (使用者)

本法にいう使用者とは、第1条に基づき、児童又は年少者を使用する者をいう。

第4条（労働時間）

(1) 1日の労働時間（Arbeitszeit）とは、休憩時間（第11条）を除き、1日の使用の開始から終了までの時間をいう。

(2) 就業時間（Schichtzeit）とは、1日の労働時間に休憩時間（Ruhepausen）を算入したものをいう。

(3) 鉱山の坑内作業（Bergbau unter Tage）においては、就業時間をもって労働時間とみなす。この就業時間は、入坑に際しての運搬機の搬入から出坑に際してのその搬出までの時間をもって、又は、各個の就労者の斜坑坑口への入坑からその出坑までの時間をもって、計算する。

(4) 1週間の労働時間の計算に関しては、月曜日から日曜日までの時間をもってこれを1週間（Woche）とする。平日（Werktag）につき、法定の祝祭日（gesetzlicher Feiertag）のゆえに労働時間が欠落する場合においては、これを週労働時間に算入する。

(5) 児童又は年少者が複数の使用者により使用せられる場合においては、労働時間及び就業時間並びに労働日は、これを合算する。

第2章 児童の使用

第5条（児童の使用の禁止）

(1) 児童（第2条第1項及び第3項）の使用は、これを禁止する。

(2) 前項にいう禁止は、以下の各号に掲げる児童の使用には、これを適用しない。

- 1 使用療法及び労働療法（Beschäftigungs- und Arbeitstherapie）のためにするもの。
- 2 全日制学校における就学義務期間中における事業所実習（Betriebspraktikum）の枠内にあるもの。
- 3 裁判官の命令の履行によるもの。

この使用には、第7条第2項第2号及び第9条以下第46条までの規定が準用される。

(3) 本条第1項にいう禁止は、さらに、13才を超える児童の使用であって以下の各号に掲げるものについては、これを適用しない。

- 1 心身監護権者による農業における使用であって、1日につき3時間以下のもの。
- 2 心身監護権者の同意によるものであって
 - a 収穫に際し、1労働日につき、3時間以下のもの。
 - b 新聞および雑誌の配達に関するものであって、1労働日につき2時間以下のもの。
 - c スポーツに際しての補助であって、1労働日につき2時間以下のもの。

但し、その使用が軽易なものでなく、又は、児童に適したものでない場合には、この限りでない。児童は、18時から8時までの間において、学校での授業の前において、及び学校の授業中においては、これを使用してはならない。学校での発展は、使用によってこれを侵害してはならない。

(4) 興行 (Veranstaltung) に関しては、監督官庁 (Aufsichtsbehörde) が第6条により例外的に許可を与えることができる。

第6条 (興行に関しての官庁による例外)

(1) 監督官庁は、申立に基づき、以下の各号に掲げる場合につき許可を与えることができる。

- 1 演劇公演に際し、6才を超える児童が、10時から23時までの間で、1日につき4時間以下において
- 2 音楽公演その他の公演に際し、宣伝の興行に際し、並びに、放送 (ラジオ及びテレビ) への声優ないし俳優としての出演に際し、並びに、映画ないし写真の撮影に際し、
 - a 3才を超え、6才以下の児童が、8時から17時までの間で、1日につき2時間以下において
 - b 6才を超える児童が、8時から22時までの間で、1日につき3

時間以下において

出演し又は必要なテストに参加する場合。

この例外についての許可は、キャバレーやダンスホールその他の事業所における、並びに、遊園地や教会開基祭や年の市その他の興行や見世物や演芸会への出演に関しては、これをなしてはならない。

(2) 監督官庁は、権限を有する年少者保護局の意見を聴取したのちに、以下の各号に掲げる場合に限り、許可を与えることができる。

- 1 心身監護権者がその使用に対し書面により同意している場合
- 2 監督官庁に、3カ月以内に作成された医師の証明書が提出され、これにより、使用の妨げとなるごとき健康上の疑義がないとされる場合
- 3 生命及び健康に対する危険から児童を保護するために必要な予防措置が講ぜられており、並びに、その肉体的、精神的発達に対する侵害を防止するための必要な予防措置が講ぜられている場合
- 4 使用に際しての児童の保護と監視とが保障されている場合
- 5 使用の終了後において、14時間以上の連続した休息時間 (Freizeit) が与えられる場合
- 6 学校での発展が侵害されない場合

(3) 監督官庁は、以下の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

- 1 当該児童を使用することができる時間及び日時
- 2 休憩時間 (Ruhepause) の長さ及び位置
- 3 就労場所に滞在する、1日についての最長時間

(4) 監督官庁の決定は、使用者に書面によって通知される。使用者は許可決定書の受領ののち初めて児童を使用することができる。

第3章 年少者の使用

第1節 使用に関する最低年令

第7条 (使用に関する最低年令)

(1) 15才未満の年少者の使用は、これを禁止する。

(2) 全日制学校における就学義務をもはや負わない年少者は、なお15才未満であっても、以下の各号に掲げる場合において、これを使用することができる。

1 職業教育訓練関係にある場合

2 職業教育訓練関係外においては、輕易 (leicht) にして年少者に適した仕事 (geeignet) であって、それが1日について7時間及び1週間について35時間以下である場合

第2節 労働時間 (Arbeitszeit) 及び休息時間 (Freizeit)

第8条 (労働時間)

(1) 年少者は、1日について8時間及び1週間について40時間を超えて、これを使用してはならない。

(2) 祝祭日との関係において、平日に労働がなされず、したがって、被使用者が連続して比較的長期の休息時間を有するに至った場合においては、その欠落した労働時間は、その欠落した日を含む連続した5週間以内の平日において、その5週間の平均週労働時間が40時間を超えることがないように、これを配分することができる。この場合において、1日の労働時間は8時間30分を超えてはならない。

⑨ (3) 農業にあっては、16才を超える年少者は、収穫期間中において、1日について9時間を、2週間について85時間を超えない範囲内において、これを使用することができる。

第9条 (職業学校)

(1) 使用者は、年少者に、職業学校における授業 (Berufsschulunterricht) に参加するための自由な時間を与えなければならない。使用者は、以下の各号に掲げる場合においては、年少者を使用してはならない。

1 9時前に開始される授業のまえにおいて、

2 休憩をも含めて5時間以上の授業時間のある授業日において。

3 計画によった場合に、少くとも5日間に、25時間以上の集中授業

(Blockunterricht)のある授業週において。なお、事業所による付加的な職業教育上の催し(Ausbildungsveranstaltung)は、1週間について2時間までこれを行うことができる。

(2) 以下の各号に掲げるものは、これを労働時間に算入する。

- 1 第1項第2号にいう授業日については、8時間をもって。
- 2 第1項第3号にいう授業週については、40時間をもって。
- 3 その他の授業時間については、休憩をも含めて。

(3) 報酬の喪失(Entgeltausfall)は、職業学校への出席によってこれをなしてはならない。

(4) 第1項ないし第3項の規定は、18才を超えるがまだ職業学校における就学義務を負う者の使用について、これを適用する。

第10条 (試験及び事業所外における教育訓練措置)

(1) 使用者は、年少者に対し

- 1 公法上の又は契約上の規定に基づき、教育訓練施設(Ausbildungsgestätte)の外部において実施される試験(Prüfung)及び教育訓練措置(Ausbildungsmassnahme)に参加するために
- 2 筆記による最終試験(schriftliche Abschlussprüfung)に直接的に先行する労働日において

自由な時間を与えなければならない。

(2) 以下の各号に掲げるものは、これを労働時間に算入する。

- 1 第1項第1号による自由時間については、休憩をも含めてそれに参加している時間をもって。
- 2 第1項第2号による自由時間については、8時間をもって。

報酬の喪失は、これをなしてはならない。

第11条 (休憩時間及び滞在場所)

(1) 年少者に対しては、予め定められた相当な時間の休憩時間(Ruhepause)を、与えなければならない。休憩時間は、以下の各号に掲げる時間以上でなければならない。

1 4時間30分を超え6時間までの労働時間にあつては、30分

2 6時間を超える労働時間にあつては、60分

労働の中断 (Arbeitsunterbrechung) は、15分以上にわたる場合にのみ、これを休憩時間とみなす。

(2) 休憩時間は、労働時間の開始から終了までの間の相当な時間的位置において、これを与えなければならない。年少者は、休憩時間を与えることなく、4時間30分を超えて、これを使用してはならない。

(3) 組織的に又は場所的に区分された事業所の一部において通常の状態で10人を超える年少者を使用する事業所 (Betrieb) 又は官公署 (Verwaltung) においては、休憩中の滞在のために、年少者に特別の部屋を用意しなければならない。但し、経営協定又は勤務協定により別段の定めがなされている場合には、この限りでない。その他の事業所又は官公署においては、可能な限り、特別の滞在用の部屋を用意しなければならず、又は、暖暑の季節には、戸外にその場所を用意しなければならない。

(4) 休憩時間中において年少者を労働場所に滞在させることは、この時間中におけるその場所での労働が中止されており、又は、然らざる場合においても、必要な休養が妨げられることのない場合に限り、認められる。

(5) 第3項及び第4項の規定は、鉱山の坑内にはこれを適用しない。

第12条 (就業時間)

年少者の使用に関しては、就業時間 (第4条第2項) は10時間を超えてはならず、鉱山の坑内においては8時間を超えてはならず、飲食店においては11時間を超えてはならない。

第13条 (1日の休憩時間)

1日の労働時間の終了ののちにおいては、年少者は、12時間以上の連続した休憩時間 (Freizeit) の満了ののちにあらざれば、これを使用することができない。

第14条 (夜間の休養)

(1) 年少者は、7時から20時までの間においてのみ、これを使用することができる。

(2) 16才を超える年少者については、その教育訓練目的の達成に必要な限りにおいて

- 1 飲食店業にあっては、22時まで
- 2 パン製造業及び菓子製造業にあっては、5時から
- 3 淡水漁業 (Binnenfischerei) にあっては、5時から
- 4 酪農業にあっては、6時から
- 5 鉱業及び冶金業にあっては、6時から

これを、教育訓練することができる。

(3) 16才を超える年少者については

- 1 家族の経営にかかる見世物業にあっては、22時まで
- 2 交替制の事業所にあっては、職業教育訓練関係によるものを除き、6時から、及び、23時まで
- 3 児童施設 (Kinderheim) にあっては、6時から
- 4 農業にあっては、6時から、及び、使用者がその者を家庭共同体に受け入れている場合であって搾乳に従事せしめる場合においては、5時から

これを、使用することができる。

(4) 職業学校の授業が授業日において9時前に開始するときは、その授業日に直接的に先行する日において、年少者は、第2項第1号及び第3項第1号、第2号の規定に拠らず、これを20時以後において使用することができない。

(5) 交通技術的な理由により (aus verkehrstechnischen Gründen)、通常の労働時間が7時前に開始し、又は、20時後に終了する事業所にあっては、年少者に不必要な待ち時間 (Wartezeit) を回避せしめうる場合に限り、監督官庁への事前の届出ののちに、これを6時から又は21時まで使用することができる。さらに、交替制をとる事業所にあっては、年少者に不必要な待ち時間を回避せしめうる場合に限り、監督官庁への事前の届出ののちに、16才を超える年少者について、これを5時30分か

ら又は23時30分まで使用することができる。

(6) 監督官庁は、就労により異常な熱気的作用にさらされる事業所においては、暖暑の季節において、5時から年少者を使用することに、許可を与えることができる。

(7) 監督官庁は、申立に基づき、
音楽公演、演劇公演その他の公演に際し、
放送（ラジオ及びテレビ）への声優ないし俳優としての出演に際し、並びに、映画ないし写真の撮影に際し、

年少者が、23時まで出演することにつき、許可を与えることができる。
この例外については、公演や見世物や演芸会であって、年少者がそれに出演することが、公衆の面前における年少者の保護に関する法律の規定により許されない場合には、これについて許可を与えてはならない。仕事の終了したのちにおいては、年少者は、14時間以上の連続した休息時間の満了ののちにあらざれば、これを使用することができない。

第15条（週5日制）

週5日制

年少者は1週間のうちの5日に限りこれを使用することができる。この場合には、第5条第3項を準用する。

第16条（土曜日の休養）

(1) 土曜日には、年少者はこれを使用してはならない。

(2) 土曜日に年少者を使用することは、以下の各号に掲げる場合に限り、これをなすことができる。

- 1 病院施設において、並びに、老齢者施設・看護施設及び児童施設において
- 2 公開の販売店舗において、公開の販売店舗を有する事業所において、パン製造業及び菓子製造業において、理髪業において、及び、市場取引において
- 3 交通関係において
- 4 農業及び動物飼育において

- 5 家事労働において
- 6 飲食店業及び見世物業において
- 7 音楽公演・演劇公演その他の公演に際し、放送（ラジオ及びテレビ）への声優又は俳優としての出演に際し、並びに、映画ないし写真の撮影に際し
- 8 事業所外における教育訓練措置に際し
- 9 スポーツに際し
- 10 医事上の緊急勤務において

1カ月のうちの少くとも2回の土曜日は、使用から解放されなければならない。

(3) 年少者が土曜日に使用せられた場合には、同一週における他の労働日であって職業学校における授業のない日を休日にするることによって、その年少者に週5日制（第15条）を保障しなければならない。当該週において、その事業所の定める休日のある事業所であってその年少者がこの日に職業学校における授業を何ら有しない場合には、この日をもってかかる休日となすことができる。

(4) 第2項第2号の場合において、14時の閉店（閉店法（Landesschlussgesetz）第3条第1項第3号）のために土曜日に年少者を8時間使用することのできないときは、現実の労働時間と、第8条第1項により認められる最高許容労働時間との差を、年少者が第3項第1段により労働から解放されるべきその日に、13時までにおいて清算することができる。

第17条 （日曜日の休養）

(1) 日曜日には、年少者はこれを使用してはならない。

(2) 日曜日に年少者を使用することは、以下の各号に掲げる場合に限り、これをなすことができる。

- 1 病院施設において、並びに、高齢者施設・看護施設及び児童施設において
- 2 自然の要求に基づき、日曜日ないし祝祭日においてもなさなければならない仕事のある農業及び動物飼育において

- 3 年少者が家庭共同体に組み入れられている場合の家事労働において
- 4 見世物業において
- 5 音楽公演・演劇公演その他の公演に際し、並びに、放送（ラジオ及びテレビ）の直接放送に際し
- 6 スポーツに際し
- 7 医事上の緊急勤務において
- 8 その週（in derselben Woche）における年少者の就業時間（第12条）が10時間を超えない飲食業の事業所において、監督官庁への事前の届出がなされている場合。この届出において、当該事業所は、どの週においてこの方法により年少者を使用せんとするのかを、事前に通知しなければならない。

第2日曜日はいずれも使用から解放されなければならない、少なくとも1カ月のうちの2回の日曜日は、使用から解放されなければならない。

(3) 年少者が日曜日に使用せられた場合には、同一週における他の労働日であって職業学校における授業のない日を休日にするることによって、その年少者に週5日制（第15条）を保障しなければならない。当該週において、その事業所の定める休日のある事業所であって、その年少者がこの日に職業学校における授業を何ら有しない場合には、この日をもってかかる休日となすことができる。

第18条（祝祭日の休養）

(1) 年少者は、12月24日と31日にあつては14時以降、及び、法定の祝祭日においては、これを使用してはならない。

(2) 法定の祝祭日における年少者の使用は、前条第2項に掲げる各種の場合において、及び、飲食店業においては、これをなすことができる。但し、12月25日・1月1日・第1イースター祝祭日及び5月1日においては、この限りでない。

(3) 平日（Werktag）にあたる法定の祝祭日において年少者を使用する場合には、同一週又は次週における他の労働日であって職業学校における授業のない日をして休日にしなければならない。当該週において、その事業所

の定める休日のある事業所であって、その年少者がこの日に職業学校における授業を何ら有しない場合には、この日をもってかかる休日となすことができる。

第 19 条 （ 休 暇 ）

(1) 使用者は、年少者に、各暦年ごとに有給休暇 (bezahlter Erholungsurlaub) を与えなければならない。

(2) 休暇 (Urlaub) の日数は、1年につき、以下の各号に掲げるものとする。

- 1 年少者が当該暦年の初めにおいて 16 才未満の場合には、30 労働日以上
- 2 年少者が当該暦年の初めにおいて 17 才未満の場合には、27 労働日以上
- 3 年少者が当該暦年の初めにおいて 18 才未満の場合には、25 労働日以上

鉱山の坑内において使用せられる年少者は、以上の各年齢群において定められるところに3労働日を加算した休暇を取得しうる。

(3) 休暇は、職業学校生に対しては、職業学校の休暇期間中においてこれを与えなければならない。それを職業学校の休暇期間中において与えることの出来ない場合には、休暇中に職業学校に登校した職業学校日の日数だけ、さらに休暇を与えなければならない。

(4) 以上に規定する場合以外においては、年少者の休暇に関しては、連邦休暇法 (Bundesurlaubsgesetz) の第3条第2項・第4条ないし第12条及び第13条第3項の規定を準用する。しかし、注文者 (Auftraggeber) 又は中間営業者 (Zwischenmeister) は、連邦休暇法第12条第1号の規定に拘らず、年少家内労働者 (jugendlicher Heimarbeiter) に対しては、各暦年につき第2項による休暇を与えなければならない。年少家内労働者に対する休暇手当 (Urlaubsentgelt) は、30労働日の休暇の場合には100分の11.6、27労働日の場合には100分の10.3、及び、25労働日の場合には100分の9.5とする。

第20条（内水航行）

内水航行（Binnenschiffahrt）^{1/a}については、以下の各号に掲げる別段の定めを適用する。

- 1 第12条の規定に拘らず、16才を超える年少者の就業時間は、航行中において、1日について14時間までこれを延長することができる。~~但し、その労働時間が1日につき6時間以下の場合において、~~³⁸⁴~~は、この限りでない。~~その1日の休息時間は、第13条の規定に拘らず、就業時間の延長に応じて、10時間にまでこれを短縮することができる。
- 2 第14条第1項の規定に拘らず、16才を超える年少者は、航行中において、それが教育訓練の目的の達成に必要な限りにおいて、6時から、及び、22時まで、これを教育訓練することができる。
- 3 第15条・第16条第1項・第17条第1項及び第18条第1項の規定に拘らず、年少者は1週間の内のいずれの日においてもこれを使用することができる。但し、12月24日・1月1日・イースター休日及び5月1日には、この限りでない。土曜日・日曜日及び平日にあたる法定の祝祭日に年少者を使用する場合には、この者に、代わりの休日を与えなければならない。この休日は、年少者に10日間の休日が認められる場合には、その他の休日と連続してこれを与えなければならない。

第21条（特別の場合における例外）

(1) 第8条及び第11条ないし第18条の規定は、非常時における一時的にして切迫した労働に年少者を使用する場合には、何らこれを適用しない。但し、成年の被使用者が使用せられている場合には、この限りでない。

(2) 前項の場合において、第8条に定める労働時間を超えて超過労働（Mehrarbeit）が行われるときは、それに続く3週間の期間内において、労働時間を相当に短縮することによって、これを調整しなければならない。

(3) 連邦労働・社会秩序大臣は、職業教育訓練のために、それが年少者の教育訓練の目的の達成に必要であり、しかも、年少者の健康を侵害したり、そ

の肉体的・精神的発達を侵害したりするおそれのない場合において、連邦参議院の同意を得て、法規命令（Rechtsverordnung）により、第14条第1項・第16条第1項・第17条第1項及び第18条第1項に定める使用禁止の例外を定めることができる。

第3節 （使用の制限ないし禁止）

第22条 （有害な労働）

(1) 年少者は、以下の各号に掲げる労働において、これを使用してはならない。

- 1 その年少者の履行能力を超える労働
- 2 道徳上の危険にさらされる労働
- 3 災害の危険と結びついており、年少者が安全性の意識（Sicherheitsbewusstsein）の乏しいゆえに、又は、経験がないゆえに、それを認識し若しくは回避することのできないごとき労働
- 4 異常な熱気若しくは冷氣又は強度の湿気により、年少者の健康が害されるおそれのある労働
- 5 騒音や震動や光線による、又は、有毒な・腐食性のある若しくは刺激性のある原料による、健康侵害的な影響にさらされる労働

(2) 前項第3号ないし第5号の規定は、以下に掲げる場合においては、16才を超える年少者の使用についてこれを適用しない。

- 1 それが教育訓練の目的の達成に必要であり、且つ
 - 2 熟練職員（Fachkundige）の監督によりその保護が保障されている場合
- 労働安全のために企業医（Betriebsarzt）又は専門職員（Fachkraft）の設置の義務づけられている事業所において年少者を使用する場合には、その企業医による保護又はその安全技術的な保護が、この者に保障されなければならない。

第23条 （出来高労働ないし速度に規制される）

(1) 年少者は、以下の各号に掲げる場合においては、これを使用してはな

らない。

- 1 労働の速度を上げることにより、より高額の対価を獲得することのできる出来高労働その他の労働において
- 2 前号に定めるとき労働をもって使用される成年被用者の労働グループにおいて
- ⑥ 3 その労働速度が、単に臨時的なものとしてではなくして、事前に規定されたり、申し渡されたり、その他の方法により強制されているとき労働において

(2) 前項の第2号の規定は、年少者の使用に関して

- 1 それが教育訓練の目的の達成のために必要な場合であるか、又は
- 2 年少者がかかる使用に関する職業教育訓練を終了した場合であってその者に対し熟練職員の監督による保護が保障されているときは、これを適用しない。

第24条（坑内における労働）

(1) 年少者は、坑内の労働においてはこれを使用してはならない。

(2) 前項の規定は、16才を超える年少者の使用に関して

- 1 それが教育訓練の目的の達成のために必要な場合であるか
- 2 年少者が坑内における使用に関する職業教育訓練を終了した場合であるか、又は、
- 3 その者が鉱山官庁により認可された鉱山労働者のための教育訓練措置に参加し又は参加し終った場合であって

その者に対し熟練職員の監督による保護が保障されているときは、これを適用しない。

第25条（一定の者による使用の禁止）

(1) 以下の各号に掲げる犯罪により、既判力をもって(rechtskräftig)有罪の言渡を受けた者は、年少者を使用してはならず 第1条にいう法律関係の枠内において監督し、指揮命令し、教育訓練してはならず、また、年少者の監督・指揮命令又は教育訓練の委任を受けてはならない。既判力の生じ

た日から5年を経過した有罪の言渡は、これを考慮しない。行為者が行政官庁の命令に基づき施設に留置されていた期間は、これを算入しない。

- 1 重罪により2年以上の自由刑に
- 2 使用者として、教育訓練をなしている者 (Ausbildender) として、又は、教育訓練者 (Ausbilder) として負担する義務に、児童又は年少者の不利益に違反して犯す故意犯により、3ヵ月以上の自由刑に
- 3 刑法典第109条hーベルリンにおいては、1974年3月2日の刑法典に関する施行法 (連邦法律官報の1の469頁) の第324条の条文により、第141条一 第170条d、第174条ないし第174条b、第223条bによる犯罪により
- 4 麻薬の取引に関する法律の第11条及び第12条による犯罪により
- 5 年少者に有害な文書の配布に関する法律の第21条による、又は、公衆の面前における年少者の保護に関する法律の第13条による犯罪により

(2) 前項第1段に規定する禁止は、秩序違反のゆえに、第58条第1項ないし第4項により、3回以上に及んで罰金刑の言渡を受けた者であって、それが既判力をもって確定された者についても、これを適用する。既判力によって確定された日から5年を経過した罰金刑は、これを考慮しない。

(3) 第1項及び第2項の禁止は、心身監護権者による使用には、これを適用しない。

第26条 (授権)

連邦労働・社会秩序大臣は、年少者を、生命及び健康に対する危険から保護するために、並びに、その肉体的・精神的発達に対する侵害を回避するために、法規命令により、連邦参議院の同意を得て、

- 1 第7条第2項第2号の規定する15才未満の年少者にとって適当であり且つ軽易な仕事について、及び、第22条第1項及び第23条ないし第24条の規定する労働について、その詳細を規定することができ

- 2 第22条ないし第25条に規定する年少者の使用禁止の他に、一定種類の事業所において又は一定の労働について、年少者がその労働により年少者の発達状態のゆえに特別の程度に危険にさらされ、又は、その使用の禁止又は制限が、技術的進歩 (technische Entwicklung) のゆえに又は新たな労働医学的・安全技術的認識のゆえに必要とされる場合においては、年少者を使用することを、禁止し又は制限することができる。

第27条 (行政官庁による命令及び例外)

(1) 監督官庁は、個々の場合において、当該労働が、第22条ないし第24条による、又は、第26条に基づく法規命令による使用の禁止ないし制限に該当するか否かを、決定することができる。監督官庁は、個々の場合において、当該労働が、年少者の生命・健康に対する危険と、又は、年少者の肉体的・精神的発達に対する危険と結びついている場合には、第22条ないし第24条による又は第26条に基づく法規命令による使用の禁止ないし制限に拘らず、その一定の労働における年少者の使用を禁止し、又は制限することができる。

(2) 権限を有する行政官庁は

- 1 その使用し監督し指揮命令し又は教育訓練する児童又は年少者のために法律によって負担する義務に、反覆して又は重大に (wiederholt oder gr blich) 違反した者に対して
- 2 児童又は年少者の使用・監督・指揮命令・教育訓練につき、道徳的関係において不適当と認められる事実の存在する者に対して 児童及び年少者を使用し、第1条にいう法律関係の範囲内においてその者を監督し・指揮命令し・教育訓練することを、禁止することができる。

(3) 監督官庁は、以下に掲げる場合において、申立に基づき、16才を超える年少者のために、第23条第1項第2号及び第3号の例外について、許可を与えることができる。

- 1 労働の種類又は労働の速度が、年少者の健康又は肉体的・精神的発達を侵害するおそれのない場合であって、しかも

- 2 使用するについて健康上の疑義が存在しない旨の医師の証明書であ
って、3カ月以内に作成されたものが、提出されている場合

第4節 使用者のその他の義務

第28条（人間にふさわしい労働の形成）

(1) 使用者は、機械・器具及び装置をも含めた意味における労働場所（Arbeitsstätte）の組織及び維持にあたり、及び、使用の規制にあたり、生命及び健康に対する危険から年少者を保護するために、並びに、その肉体的又は精神的発達に対する侵害を防止するために必要な予防措置を講じなければならない。この場合に、年少者の安全性の意識の欠除や経験不足やその発達状態を顧慮しなければならない。且つ、一般的に認識される安全技術的・労働医学的原則その他の確実な労働科学的知識に、注意を払わなければならない。

(2) 連邦労働・社会秩序大臣は、参議院の同意を得て、法規命令により、前項に基づいて生ずる義務を履行するために使用者がいかなる予防措置をなすべきかを、規定することができる。

(3) 監督官庁は、個々の場合において、第1項の規定を実施するために、又は、連邦労働・社会秩序大臣が前項により制定する命令を実施するために、いかなる予防措置をなすべきかを、命令することができる。

第29条（危険に関する教示）

(1) 使用者は、年少者に対し、使用の開始に先立ち、その使用に際してさらされるべき災害及び健康上の危険について、並びに、かかる危険を回避するための設備及び措置について、これを教示しなければならない。使用者は、年少者に対し、機械による若しくは危険な労働場所における、又は、健康に有害な原料に接触する労働における最初の使用に先立ち、この労働の特別の危険について、並びに、それを実施するにあたって必要とされる態度について、これを教示しなければならない。

(2) 前項に規定する教示は、適当な時間的間隔をもって、少なくとも半年

ごとに、反覆してこれをなさなければならない。

第 30 条 （家庭共同体）

(1) 使用者が年少者を家庭共同体に組み入れた場合には、使用者は、

- 1 宿泊所 (Unterkunft) をその者の自由な利用に委ねなければならず、その宿泊所につき、年少者の健康が侵害されることのないように、それが調達され・設備され・割り当られ、そして、そのようにこれが利用されることについて、配慮しなければならず、
- 2 その者の罹病中は (bei einer Erkrankung), 使用関係の終了後は除き (jedoch nicht über die Beendigung der Beschäftigung hinaus), 必要な看護と医師の手当とを与えなければならない。但し、この者が社会保険の保険者から給付を受ける場合には、この限りでない。

(2) 監督官庁は、各個の場合において、宿泊所 (前項第 1 号)、及び、罹病にあたっての看護 (前項第 2 号) が、いかなる要件を充さなければならないかを、命令することができる。

第 31 条 （体罰の禁止、アルコール及びタバコの供与の禁止）

(1) 年少者を使用し、又は、第 1 条の意味における法律関係の範囲内において年少者を監督し・指揮命令し又は教育訓練する者は、この者に体罰を加えてはならない。

(2) 年少者を使用する者は、労働場所及び家庭において、そこで使用する他の者や自己の家族の一員による体罰 (Körperliche Züchtigung) や肉体的虐待 (Körperliche Misshandlung) から、及び、道徳的危険から、この者を保護しなければならない。使用者は、16 才未満の年少者に対しては何らアルコール性の飲料及びタバコ製品を与えてはならず、また、16 才を超える年少者に対しても何ら蒸留酒を与えてはならない。

第 5 節 健康管理

第 32 条 （最初の検査）

(1) 職業生活に初めて入る年少者は、以下に掲げる場合においてのみこれを使用することができる。

1 その年少者が、最近の9カ月以内において、医師による検査を受けている場合であって（最初の検査）

2 この医師により作成された証明書が使用者に提出されている場合

(2) 前項の規定は、僅かな期間又は2カ月を超えない期間継続する使用であって、年少者に対し健康上の不利益の加わるおそれの何ら軽い軽易な労働における使用については、これを適用しない。

第33条（最初の再検査）

(1) 最初の使用の開始後1年の段階において、年少者は、再検査を受けたことに関する医師の証明書を、使用者に提出しなければならない（最初の再検査）。この再検査（Nachuntersuchung）は、3カ月以内に行われたものでなければならない。使用者は、年少者に、最初の使用の開始後9カ月において、年少者が使用者に本条第1段による医師の証明書を提出しなければならない日時を強調して指摘し、その時までに関検査を実施するように要求しなければならない。

(2) 年少者が証明書を1年の満了後においても提出しない場合とは、使用者は、1カ月以内に、次項による使用の禁止の指摘のもとに、その年少者に対し書面により証明書を提出するように要求しなければならない。

(3) 使用者は、年少者が証明書を提出しない場合には、最初の使用の開始後14カ月の満了の後においてはこれを使用してはならない。

第34条（再度の再検査）

年少者は、最初の再検査の後それぞれ1年を経過した時において、毎年あらためて再検査を受けなければならない（再度の再検査）。使用者は、年少者に、この可能性を適時に指摘し、年少者が再度の再検査に関する証明書を使用者に提出するように、促さなければならない。

第35条（非常の再検査）

(1) 医師は、検査により以下の各号に掲げる事項の判明した場合には、非常の再検査(ausserordentliche Nachuntersuchung)を指示しなければならない。

- 1 年少者の発達状態が、その年齢に相応するものよりも遅れている場合
- 2 健康上の衰弱又は侵害が認められる場合
- 3 その使用の年少者の健康又は発達に対して及ぼす影響が、なお看過しがたい場合

(2) 第33条第1項に規定する期間は、非常の再検査の指示によっても変更されることがない。

第36条 (医師による検査と使用者の変更)

年少者が使用者を変更したときは、新たな使用者は、最初の検査(第32条第1項)に関する証明書が提出され、使用の開始後1年の経過しているときは、最初の再検査に関する証明書(第33条)の提出されている場合に限る、その年少者を使用することができる。

第37条 (医師による検査の内容及び実施)

(1) 医師による検査は、年少者の健康状態ないし発達状態及び肉体的状況に及び、再検査は、この他に、年少者の健康及び発達に対するその使用の影響にも及ばなければならない。

(2) 医師は、年少者の病歴(Krankheitsvorgeschicht)を顧慮し、その検査に基づいて、以下の各号に掲げる事項について判断を下さなければならない。

- 1 年少者の健康又は発達が、一定の労働の実施により、又は、一定期間にわたる使用により害されているか否か
 - 2 健康のために特別の措置が必要であるか否か
 - 3 非常の再検査(第35条)が必要であるか否か
- (3) 医師は、以下の各号に掲げる事項について書面に記載しなければならない。

- 1 検査の所見
- 2 医師が、その年少者の健康又は発達にとって有害であると認める労働
- 3 健康のために必要な特別の措置
- 4 非常の再検査（第35条第1項）の指示

第38条（補充検査）

医師が、他の医師又は歯科医師による補充検査の結果の出されるときに限り年少者の健康状態ないし発達状態について判断を下すことができる場合には、医師はかかる補充検査を勧奨し、その必要性を書面により理由づけなければならない。

第39条（通知及び証明書）

(1) 医師は、以下の各号に掲げる事項につき、心身保監権者に、書面によりこれを通知しなければならない。

- 1 検査の重要な結果
- 2 医師が、その年少者の健康又は発達にとって有害であると認める労働
- 3 健康のために必要な特別の措置
- 4 非常の再検査（第35条第1項）の指示

(2) 医師は、使用者に対して、検査を実施した旨の所定の証明書を作成しなければならない。その中に、年少者の健康又は発達にとって有害であると認める労働についての記入をなさなければならない。

第40条（証明書と有害労働の記入）

(1) 医師の証明書（前条第2項）において、医師がその年少者の健康又は発達にとって有害であると認める労働についての記入をなしている場合には、使用者はその年少者にかかる労働において使用してはならない。

(2) 監督官庁は、医師の証明書（前条第2項）に記入された労働において年少者を使用することを、医師の了解のもとに許可することができる。この

場合において、賦課金 (Auflage) の支払をその許可の条件とすることができる。

第 4 1 条 (医師の証明書の保存)

(1) 使用者は、その使用関係の終了するまで、年少者が満 18 才に達した以後は除き 医師の証明書を保存しなければならない、その要求のある場合には、これを監督官庁並びに同業組合 (Berufsgenossenschaft) の閲覧に供し又はそれに送付しなければならない。

(2) 年少者が使用関係から離脱する場合には、使用者はこの者にその証明書を交付しなければならない。

第 4 2 条 (監督官庁の介入)

監督官庁は、年少者に委ねられた労働がその年少者の健康を害するおそれのある場合においては、その旨を心身保監権者及び使用者に通知し、且つ、授權された医師による検査を受けるように年少者に指示しなければならない。

第 4 3 条 (検査のための自由時間の保障)

使用者は、本章に基づく医師の検査を受けるために、年少者に自由時間を保障しなければならない。報酬の喪失 (Entgeltausfall) は、それによってもこれをなしてはならない。

第 4 4 条 (検査の費用)

検査の費用は、州がこれを負担する。

第 4 5 条 (医師による相互の通知)

(1) 本章に基づく検査をなした医師は、心身保監権者及び当該年少者がそれに同意している場合には、

1 国の営業監督医 (staatlicher Gewerbeärzte) に

2 本章に基づき年少者を再検査する医師に、

その要求のある場合には、検査の所見に関する文書をその閲覧に供しなけ

ればならない。

(2) 前項に規定する要件のもとに、保健局 (Gesundheitsamt) の公務医は、本節に基づき年少者を検査する医師に、年少者の健康及び発育に関するものであってその勤務場所に存在するその他の資料の閲覧を、承諾しなければならない。

第 46 条 (授権)

(1) 連邦労働・社会秩序大臣は、健康管理の平等にして有効な実現のために、法規命令により、連邦参議院の同意を得て、医師の検査の実施に関して、及び、検査所見の文書・証明書及び通知のために利用される書式に関して、規定を制定することができる。

(2) 州政府は、法規命令により、

- 1 各種の契機により短期間のあいだに多数の検査がなされることを回避するため、第 32 条ないし第 34 条による検査をその他の規定による検査とともになしうる旨を、定めることができ、この場合には、3 カ月の範囲内において、第 32 条第 1 項第 1 号の期間とは異なった期間を定めることができ、
- 2 計算を簡略化するために、
 - (a) 現行の報酬規定の範囲内において、医師の検査の費用に関する概算額を定めることができ
 - (b) 前号により多数の検査が合一してなされる場合における費用の償還に関する規定を定めることができる。

第 4 章 法律の施行

第 1 節 掲示及び名簿

第 47 条 (法律及び監督官庁の公示)

通常の状態で 1 名以上の年少者を使用する使用者は、本法の印刷文及び権限を有する監督官庁の住所を事業所内の閲覧に適当な場所に備え付け若しくは掲示し

なければならない。

第 48 条 （労働時間及び休憩時間の揭示）

通常の状態で 3 人以上の年少者を使用する使用者は、事業所内の適当な場所に年少者の 1 日の通常の労働時間及び休憩時間（pausen）の開始時刻及び終了時刻に関する揭示をなさなければならない。

第 49 条 （年少者の名簿）

使用者は、その使用する年少者の姓名、生年月日及び住所を記載した名簿を作成しなければならない。名簿には、使用の開始日をまた坑内における使用の場合にはその使用の開始日をも記載しなければならない。

第 50 条 （告知・名簿の提出）

(1) 使用者は、監督官庁に対し、その要求に基づき、以下の各号に掲げる事項を行なう義務を負う。

- 1 その任務の遂行のために必要な報告書（Angabe）を事実どおりにかつ完全に作成すること。
- 2 第 49 条による名簿、年少者の姓名、仕事の種類、使用時間並びに賃金及び俸給（Lohn und Gehalt）の支払状況が明白に判明する基礎資料（Unterlage）、及び、第 1 号に基づいて作成する報告書に関連するその他のすべての基礎資料を、閲覧に供し若しくは送付すること

(2) 名簿及び基礎資料は最後の記載ののち少なくとも 2 カ年間はこれを保管しなければならない。

第 2 節 監督

第 51 条 （監督官庁、査察権及び報告義務）

(1) 本法及び本法に基づき制定される法規命令に関する監督は、州法によって権限を有する官庁（監督官庁）がその義務を負う。州政府は、法規命令

によって、家事労働 (Familienhaushalt) に関する規定の実施についての監督を、臨時の査察に限定することができる。

(2) 監督官庁によって委任を受けた者 (Beauftragte) は、通常の営業時間及び労働時間内に労働場所に立入りかつ査察をなすべき正当な権限を有する。但し、右時間外において、ないしは、住居内に労働場所 (Arbeitstatte) がある場合には、公の安寧及び秩序 (öffentliche Sicherheit und Ordnung) に対する緊急の危険の防止のためにのみ立入り及び査察をなすことができる。使用者は、労働場所内の立入り及び査察を許諾しなければならない。住居不可侵の基本権 (基本法 (Grundgesetz) 第 13 条) はこの限りで制限される。

(3) 監督官庁は、営業令 (Gewerbeordnung) 第 139 条 b 第 3 項による年度報告の範囲内において、本条第 1 項による監督活動について報告をなさなければならない。

第 52 条 (児童に対する賃金税表に関する報告)

本法第 2 条第 1 項及び第 3 項にいう児童に対する賃金税表 (Lohnsteuerkarte) の交付については、監督官庁は交付すべき官庁 (ausstellende Behörde) を通じて報告を受けるものとする。

第 53 条 (違反通告)

監督官庁は、本法又は本法に基づいて制定される法規命令に対する重大な違反につき、職業教育訓練法 (Berufsbildungsgesetz) 又は手工業令 (Handwerkordnung) に基づき権限を有する機関 (Stelle) に対してこれを通告する。権限を有する労働局 (Arbeitsamt) は写一通を保存するものとする。

第 54 条 (例外についての許可 = Ausnahmebezugung)

(1) 監督官庁が本法及び本法に基づいて制定される法規命令によって許可を与えることのできる例外は、期限付きでなされなければならない。

例外についての許可は、

1 条件付きでなされることがあり

2 負担付きで (witeiner Auflage)、又は、事後的に負担を付加し、変更し、若しくは、補充するという留保付きでなされることがある。

3 これは、いつにても撤回することができる

(2) 例外についての許可は、個々の被使用者 (Beschäftigte)、個々の事業所、又は、個々の事業所の1部についてのみ、これをなすことができる。

(3) 例外についての許可が、事業所又は事業所の一部についてなされた場合には、使用者は事業所内の適当な場所に、これに関する掲示をなさなければならない。

第3節 年少労働者保護委員会 (Ausschüsse für Jugendarbeitsschutz)

第55条 (州年少労働者保護委員会の設置)

(1) 州政府の指定する最上級の州官庁 (Landesbehörde) に、州年少労働者保護委員会を設置するものとする。

(2) 州委員会は、以下の者によって構成される。

1 使用者、被用者各6名の代表

2 州年少者同盟 (Landesjugendring) 1名の代表

3 州労働局 (Landesarbeitsamt) 州年少者局 (Landesjugendamt)、保健衛生制度を管轄する最上級の州官庁及び職業教育訓練学校 (berufsbildende Schule) を管轄する最上級の州官庁の各1名の代表

4 医師1名

(3) 州委員会の構成員は、使用者及び被用者の代表については州のレベルにおいて現存している使用者団体及び労働組合の推薦に基づいて、医師については州医師会の推薦に基づいて、その他の代表は前項第2号及び第3号に掲げる機関の推薦を得て、州政府の指定する最上級の州官庁によって任命される。

(4) 州委員会における活動はこれを名誉職とする。補償 (Entschädigung) が他の場所から与えられないときに限り、実費及び報酬の喪失に対して、相当な補償がなされる。その額については、州法又は州議会の指定する最上級の州官庁がこれを定める。

(5) 構成員は、その任命に関与している機関の意見を聴取したのちに、重大な事由に基づき、これを免職することができる。

(6) 構成員は代理人を有する。本条第2項ないし第5項は、代理人についてこれを準用する。

(7) 州委員会は構成員の中から議長及びその代理人を選出する。議長及びその代理人は、同一の構成員選出機関に所属してはならない。

(8) 州委員会は業務規則 (Geschäftsordnung) に従う。業務規則は、下部委員会 (Unterausschuss) の設置を規定し、かつ、例外的に州委員会の構成員以外の者がそれに所属する旨を定めることができる。補償に関する本条第4項第2段は、下部委員会にもこれを準用する。州委員会及び下部委員会の会議には、関係を有する最上級の州官庁 (beteiligte oberste Landesbehörde) の代表も参加することができる。

第56条 (監督官庁に設置される年少労働者保護委員会)

(1) 監督官庁には、年少労働者保護委員会を設置する。複数の監督官庁が所在する都市においては、年少労働者保護共同委員会 (gemeinsamer Ausschuss für Jugendarbeitsschutz) を設置する。2以下の監督官庁の置かれるにすぎない州においては、州年少労働者保護委員会が本委員会の任務を行う。

(2) 本委員会は、以下に掲げる者によって構成される。

- 1 使用者及び被用者各6名の代表
- 2 監督官庁の管轄区域内で活動している年少者同盟の1名の代表
- 3 労働局、年少者局、保健局の各1名の代表
- 4 医師1名及び職業教育訓練学校の教師1名

(3) 年少労働者保護委員会の構成員は、使用者及び被用者の代表については監督官庁の管轄区域内に存在する使用者団体及び労働組合の推薦に基づ

いて、医師については医師会の推薦に基づいて、教師については州法によって権限を有する官庁の推薦に基づいて、その他の代表については前項第2号及び第3号に掲げる機関の推薦を得て、監督官庁が任命する。第55条第4項ないし第8項は、補償は監督官庁が州政府の指定する最上級の州官庁の承認を得てこれを定める、という規準をもって、準用する。

第57条（委員会の任務）

(1) 州委員会は、すべての一般的な年少労働者保護の問題につき、最上級の州官庁に助言し、且つ、本法の実施につき建議する。同委員会は、年少労働者保護の内容及び目的につき、これを明らかにする。

(2) 最上級の州官庁は、特別に重大な問題に関し、とりわけ、本法の実施のための法規の制定前において、州委員会に協力（beteiligen）する。

(3) 州委員会は、その活動について、本法第51条第3項による監督官庁の年度報告と関係して、これを報告しなければならない。

(4) 監督官庁に設置される年少労働者保護委員会は、すべての一般的な年少労働者保護の問題につき、監督官庁に助言し、且つ、本法の実施につき、州委員会に建議する。同委員会は年少労働者保護の内容及び目的につき、これを明らかにする。

第5章 刑罰規定及び過料規定

第58条（過料規定及び刑罰規定）

(1) 使用者として、故意又は過失により、以下の各号に掲げる行為を行う者は、秩序違反（Ordnungswidrig）を犯すものとする。

- 1 第5条第1項に違反して児童を使用する場合
- 2 第5条第3項第1段又は第2段に違反して、13才を超える児童を許容される方法以外の方法により使用する場合
- 3 第7条第1項に違反して、15才未満の年少者を使用する場合
- 4 第7条第2項第2号及び第26条第1号による法規命令に違反して、年少者を許容される方法以外の方法により使用する場合

- 5 第8条に違反して、年少者を許容される労働時間を超えて使用する
場合
- 6 第9条第1項又は第4項との関係における第1項に違反して、職業
学校の授業日又は授業週において、そこに掲げる年少者に自由な時
間を与えない場合
- 7 第10条第1項に違反して、年少者に対し、試験への参加若しくは
教育訓練措置への参加のために、又は、筆記による最終試験に直接
的に先行する労働日において、自由な時間を与えない場合
- 8 第11条第1項又は第2項に違反して、休憩時間を与えず、規定さ
れた最低時間を与えず、又は、規定された時間的位置においてそれ
を与えない場合
- 9 第12条に違反して、許容された1日の就業時間を超えて年少者を
使用する場合
- 10 第13条に違反して最低の休息時間を与えない場合
- 11 第11条第1項に違反して、年少者を7時から20時までの時間以
外において使用し、又は、第14条第7項第3段に違反して、最低
の休息時間の満了前において使用する場合
- 12 第15条に違反して、年少者を週5日を超えて使用する場合
- 13 第16条第1項に違反して、年少者を土曜日に使用し、又は、同条
第3項第1段に違反して、年少者に自由な時間を与えない場合
- 14 第17条第1項に違反して、年少者を日曜日に使用し、又は、同条
第2項第2段第2分節に違反して、年少者に自由な時間を与えない
場合
- 15 第18条第1項に違反して、年少者を12月24日若しくは31日
において14時以後に使用し、若しくは、法定の祝祭日に使用し、
又は、同条第3項に違反して自由な時間を与えない場合
- 16 第19条第1項及び第2項第1段ないし第2段に違反して、又は、
同条第3項第2段若しくは、第4項第2段に違反して、休暇を与え
ず、又は、所定の期間の休暇を与えない場合
- 17 第21条第2項に違反してなされた超過労働が、労働時間の短縮〔

Verklärung)によって調整されない場合

- 18 第22条第1項及び第26条第1号による法規命令に違反して、年少者をそこに掲げる労働に使用する場合
- 19 第23条第1項及び第26条第1号による法規命令に違反して、年少者を賃金の誘導(Lohnanreiz)を伴う労働に使用し、又は、その者の報酬が労働の結果に左右されるごとき成人被用者の労働グループにおいて使用し、又は、速度に規制される労働に使用する場合
- 20 第24条第1項及び第26条第1号による法規命令に違反して、年少者を坑内労働に使用する場合
- 21 第31条第2項第2段に違反して、年少者に、その者の年令的段階においては許されない飲料又はタバコ製品を与える場合
- 22 第32条第1項に違反して、最初の検査に関する医師の証明書なしに年少者を使用する場合
- 23 第33条第3項に違反して、最初の再検査に関する医師の証明書なくして継続して年少者を使用する場合
- 24 第36条に違反して、必要な医師の証明書の提出なしに年少者を使用する場合
- 25 第40条第1項に違反して、医師がその証明書により年少者の健康又は発達にとって有害であるとみなす労働に年少者を使用する場合
- 26
- (a) 第26条第2号による、又は
- (b) 第28条第2項による法規命令に違反する場合。但し、法規命令がこの過料規定に関する一定の構成要件を明示していないときは、この限りでない。
- 27 第6条第3項、第27条第1項第2段、同条第2項、第28条第3項、若しくは、第30条第2項により、監督官庁の定める実施すべき命令(vollziehbare Anordnung)に、違反する場合
- 28 第54条第1項との関係における、第6条第1項、第14条第7項、第27条第3項、若しくは、第40条第2項により、監督官庁の定める実施すべき負担(vollziehbare Auflage)に、違反する場合

合

- 29 第26条第2号又は第28条第2項による法規命令に基づき、監督官庁の定める実施すべき命令に、違反する場合。但し、法規命令がこの過料規定に関する一定の構成要件を明示していないときは、この限りでない。

(2) 故意又は過失により、第25条第1項第1段又は第2項第1段に違反して、そのことが禁じられているにもかかわらず、年少者を使用し、監督し、指揮命令し、教育訓練する者は、又は、そのことが禁じられている第三者に対し、年少者の監督・指揮命令若しくは教育訓練を委任する者は、秩序違反を犯すものとする。

(3) 本条第1項第4号、第6号ないし第29号及び第2項は、児童(第2条第1項及び第3項)の第5条第2項第1段による使用についても、これを適用する。

(4) 秩序違反は、これを2万ドイツマルク以下の過料に処する。

(5) 故意により本条第1項、第2項若しくは第3項に掲げる行為を行ない、これにより児童・年少者の、又は、第1項第6号の場合においては21才未満の者の、健康又は労働力を危険におとし入れた者は、これを1年以下の自由刑又は罰金に処する。本条第1項、第2項又は第3項に掲げる行為を固執的に(beharrlich)繰り返し行なう者も、同様とする。

(6) 前項第1段の場合において、過失によりその危険を生ぜしめた者は、これを6か月以下の自由刑又は180日分以下の罰金(Geldstrafe bis zu einhundertachtzig Tagessätzen)に処する。

第59条 (過料規定)

(1) 使用者として、故意又は過失により、以下の各号に掲げる行為を行なう者は、秩序違反を犯すものとする。

- 1 第6条第4項第2段に違反して、許可決定書の受領前に児童を使用する場合
- 2 第11条第3項第1段に違反して、滞在場所を用意せず、又は、同条第4項に違反して、労働場所における滞在を許容する場合

- 3 第29条に違反して、年少者に対して危険に関する教示をなさず、又は、正確に若しくは適時にこれをなさない場合
- 4 第33条第2項第1段に違反して、年少者に対して医師の証明書の提出を要求せず、又は、適時にこれをなさない場合
- 5 第41条に違反して、医師の証明書を保存せず、閲覧に供せず、送付せず、又は、交付しない場合
- 6 第43条第1段に違反して、年少者に対して医師の検査のための自由な時間を与えない場合
- 7 第47条に違反して、本法の印刷文若しくは権限を有する監督官庁の住所を、備え付けず、又は、掲示しない場合
- 8 第48条に違反して、労働時間及び休憩時間を掲示せず、又は、所定の方法により掲示しない場合
- 9 第49条に違反して、名簿の記載を行わず、又は、所定の方法によりその記載を行わない場合
- 10 第50条第1項に違反して、報告書を作成せず、若しくは、正確にないしは完全に作成せず、若しくは、名簿若しくは基礎資料を閲覧に供せず若しくは送付せず、又は、同条第2項に違反して、名簿若しくは基礎資料を保管せず若しくは規定どおりに保管しない場合
- 11 第51条第2項第2段に違反して、労働場所への立入り又は査察を許諾しない場合
- 12 第54条第3項に違反して、掲示をなさない場合

(2) 本条第1項第2号ないし第6号は、児童(第2条第1項及び第3項)の第5条第2項第1段による使用についても、これを適用する。

(3) 秩序違反は、これを5千ドイツマルク以下の過料に処する。

第60条 (秩序違反の起訴及び処罰に関する行政規定)

連邦労働・社会秩序大臣は、連邦参議院の同意を得て、行政官庁による第58条及び第59条に基づく秩序違反の起訴(Verfolgung)及び処罰(Ahndung)(秩序違反に関する法律第35条)に関する、並びに、第58条及び第59条に基づく秩序違反のゆえに警告を与えること(秩序違反に関する法律第56

条及び第 58 条第 2 項)に関する一般的行政規定を制定することができる。

第 6 章 終結規定 (schlussvorschrift)

第 61 条 商船における年少者の使用

(1) 船員法 (Seemannsgesetz) 第 3 条にいう商船 (Kauffahrteischiff) の乗組員たる年少者の使用に関しては、以下に掲げる改正 (Änderung) の下に、船員法が本法に代わり適用される。

(2) 船員法は以下のごとくこれを改正する。

1 第 8 条は以下の規定とする。

「第 8 条 (児童及び年少者)

(1) 本法にいう児童とは、14 才未満の者をいう

(2) 本法にいう年少者とは、14 才以上 18 才未満の者をいう

(3) 年少者であっても、全日制学校における就学義務を負う者は、本法にいう児童とみなす。」

2 第 54 条第 2 項は以下の規定とする。

「(2) 年少者には、それぞれの使用年 (Beschäftigungsjahr) において、以下の各号に掲げる最低限度の休暇 (Mindesturlaub) を与えなければならない。

1 その者が当該使用年の初めにおいて 16 才未満の場合には、30 労働日

2 その者が当該使用年の初めにおいて 17 才未満の場合には、27 労働日

3 その者が当該使用年の初めにおいて 18 才未満の場合には、25 労働日」

3 第 55 条第 3 項第 1 段における「年少者」なる文言に続くカンマ及び「16 才未満の者」なる文言は、これを削除する。

4 第 94 条は以下の規定とする。

「第 94 条（児童及び年少者の使用の禁止）」

(1) 児童（第 8 条第 1 項及び第 3 項）及び 15 才未満の年少者の使用は、これを禁止する。

(2) 年少者は、以下の各号に掲げる労働において、これを使用してはならない。

- 1 その年少者の履行能力を超える労働
- 2 道徳上の危険にさらされる労働
- 3 災害の危険と結びついており、年少者が安全性の意識の乏しいゆえに、又は、経験不足のゆえに、それを認識し又は回避することのできないとき労働
- 4 異常な熱気若しくは冷氣又は強度の湿気により、年少者の健康が害されるおそれのある労働
- 5 騒音や震動や光線による、又は、有毒な・腐食性のある若しくは刺激性のある原料による、健康侵害的な影響にさらされる労働
- 6 石炭運搬人（Kohlenzieher）又は火夫（Heizer）としての労働
- 7 年少者が、その機械業務のために認められる教育訓練講習（Ausbildungsberuf）において、最終試験に合格していない場合における、機械業務（Maschinendienst）

第 3 号ないし第 5 号の規定は、それが教育訓練の目的の達成に必要であり、且つ、熟練職員の監督により年少者の保護が保障されている場合には、16 才を超える年少者の使用について、これを適用しない。

(3) 労働保護官庁は、個々の場合において、当該労働が、本条第 2 項による、又は、第 143 条第 1 項第 9 号に従い連邦労働・社会秩序大臣及び連邦運輸大臣の制定する命令（Verordnung）による、使用の禁止ないし制限に該当するか否かを、決定することができる。労働保護官庁は、個々の場合において、当該労働が年少者の生命・健康に対する危険と、又は、肉体的・精神的発達に対する危険と結びついている場合には、本条第 2 項による及び第 143 条第 1 項第 9 号に基づく法規命令（Rechtsverordnung）にも拘らず、その一定

の労働における年少者の使用を禁止し又は制限することができる。」

5 第95条は以下の規定とする。

「第95条（年少者に対する船長のその他の義務）

- (1) 船長（Kapitän）は、生命及び健康に対する危険から年少者を保護するために、並びに、その肉体的・精神的発達に対する侵害を防止するために必要な予防措置（Vorkehrung und Anordnung）を講じなければならない。この場合に、年少者の安全性の意識の欠除や経験不足やその発達状態（Entwicklungsstand）を顧慮しなければならない。且つ、一般的に認識される安全技術的・労働医学的原則その他の確実な労働科学的知識に、注意を払わなければならない。
- (2) 船長は、年少者に対し、使用の開始に先立ち、使用に際してさらされるべき災害及び健康上の危険について、並びに、かかる危険を回避するための設備及び措置（Einrichtung und Massnahme）について、これを教示しなければならない。船長は、年少者に対し、機械による若しくは危険な労働場所における、又は、健康に有害な原料に接触する労働における最初の使用に先立ち、この労働の特別な危険について、並びに、それを実施するにあたって必要とされる態度（Verhalten）について、これを教示しなければならない。この教示は、適当な時間的間隔（Zeitabstand）をもって、少なくとも半年ごとに、反覆してこれをなさなければならない。」

6 第96条は以下の規定とする。

「第96条（年少者の労働時間）

海上及び停泊地での労働時間（See und Hafenarbeitszeit）に関する第85条ないし第87条の規定は、これを年少者について適用する。但し、年少者は、第100条第3項及び第4項の規定による場合を除いて、1日について8時間及び1週について40時間を超えて、これを使用してはならない。」

7 第97条は以下のごとく改正する。

- (a) 本条第1項における「16才未満」なる文言は、これを削除する。
- (b) 本条第2項は、これを削除する。
- (c) 本条第5項は

「(5) 本条第1項の場合において、超過労働 (Mehrarbeit) が行われるときは、それに続く3週間の期間内において、労働時間を相当に短縮することによって、これを調整しなければならない。労働時間調整 (Arbeitszeitausgleich) が給員雇用関係 (Heuererverhältnisse) の終了によって、もはや不可能である場合には、超過労働に対する補償がなされなければならない。この場合における年少者に対する割増し金 (Zuschlag) は、第90条第1項におけると異なり、各超過労働時間につき基本給の200分の1の4分の1とする。」

8 第98条は以下の規定とする。

「第98条 (休憩時間)

- (1) 年少者に対しては、予め定められた相当な時間の休憩時間を、与えなければならない。休憩時間は、以下の各号に掲げる時間以上でなければならない。

1 4時間30分を超え6時間までの労働時間にあっては、30分

2 6時間を超える労働時間にあっては、60分

労働の中断は、15分以上にわたる場合にのみ、これを休憩時間とみなす。

- (2) 休憩時間は適当な時間的位置において、すなわち、最も早いときで労働時間の開始1時間後において、最も遅いときで労働時間終了1時間前において、これを与えなければならない。年少者は、休憩時間を与えることなく、4時間30分を超えて、これを使用してはならない。」

9 第99条は以下の規定とする。

「第 99 条（夜間の休養）

年少者は、第 100 条第 4 項の規定による場合を除いて、7 時から 20 時までの間においてのみ、これを使用することができる。」

10 第 100 条は以下の規定とする。

「第 100 条（年少者の休息時間）

(1) 第 91 条は、年少者につきこれを適用しない。

(2) 年少者は、停泊地においては、週 5 日に限りこれを使用することができる。休息日は、可能な限り、土曜日及び日曜日でなければならない。平日（Werktag）にあたる法定の祝祭日において年少者を使用する場合には、年少者に対し他の休息日を与えなければならない。

(3) 年少者は、海上においては、週 6 日及び週 48 時間に限り、これを使用することができる。本条第 2 項第 3 段はこれを準用する。

(4) 16 才を超える年少者は、海上における見張り勤務（Wachdienst）においては、1 週のうちのそれぞれの日について 8 時間の範囲内において、且つ、4 時以降に限って、これを使用することができる。このことは、年少者が見張りの間において、見張り勤務の他に第 85 条第 2 項に掲げる労働にのみ使用される場合において、適用する。1 週間のうちの第 6 日目及び第 7 日目に年少者を使用した場合には、この者に対して他の休息日を与えなければならない。この場合においては、本条第 2 項第 3 段を準用する。

(5) 本条第 2 項ないし第 4 項に基づく休息日は、年少者に対し、上陸が許容されており、且つ、可能である停泊地において、これを与えなければならない。休息日は、年少者の要求がある場合には、海上においても、又は、休暇（Urlaub）と連続しても、これを与えなければならない。」

11 第 102 条第 1 項における「第 82 条第 2 項」の指示（verweisung）に続く「及び」なる文言、及び、「第 94 条第 2 項」の指示は、これを削除する。

12 第 103 条第 2 段における「労働時間令」なる文言の後にセミコロ
ンを置く。「及び年少者保護法の」なる文言は「年少者については年
少労働者保護法を適用する」という文言に置き換える。

13 第 121 条は以下のごとく改正する。

(a) 本条第 1 項第 1 号は以下の規定とする。

「1 児童(第 8 条第 1 項及び第 3 項)及び 15 才未満の年少者の
使用に関する第 94 条第 1 項の規定」

(b) 本条第 1 項第 2 号はこれを削除する。

(c) 本条第 2 項第 5 号における「第 92 条第 2 項」の指示の前に「des」
なる文言を挿入し、且つ、「第 94 条第 4 項」の指示は「第 94 条
第 3 項第 2 段」の指示に置き換える。

14 第 126 条は以下のように改正する。

(a) 第 4 号における「第 2 段又は第 3 段」の指示は、これを削除する。

(b) 第 8 号における「第 94 条第 4 項」の指示は、「第 94 条第 3 項
第 2 段」の指示に置き換える。

15 第 138 条第 1 項第 1 段における「第 85 条第 1 項」の指示に続く
「及び」なる文言、及び「第 97 条第 2 項第 2 段」の指示は、これを
削除する。

16 第 143 条第 1 項は以下のように改正する。

(a) 第 9 号における「Oder Sittlichkeit verbunden sind」な
る文言は「oder für die körperliche oder seelisch-
geistige Entwicklung verbunden sind」なる文言に置き換
える。

(b) 第 14 号における「及び、年少者保護法の」なる文言は、これを
削除する。

第 62 条 (自由剝奪の執行の場合における使用 = Beschäftigung im
vollzug einer Freiheitsentziehung)

(1) 本法の規定は、裁判所により命ぜられた自由剝奪の執行の場合の年少
者(本法第 2 条第 2 項)の使用についても、臨時的な取るに足りない補助的作業

felleistung)ではなく、且つ本条第2項ないし第4項に別段の定めのない限りにおいて、これを準用する。

(2) 裁判所により命ぜられた自由剝奪の執行の場合には、第11条第3項、第19条、第47条ないし第50条は、これを適用しない。

(3) 第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、並びに、第18条第1項及び第2項は、裁判所により命ぜられた自由剝奪の執行の場合において、食事(Verpflegung)の準備及び配分に関する年少者たる施設収容者の使用については、これを適用しない。

(4) 第14条第1項は、執行施設(Vollzugsanstalt)たる農業事業所における5時以降の搾乳に関する年少者たる施設収容者の使用については、これを適用しない。第18条第1項及び第2項は、執行施設たる農業事業所における労働であって自然の要求に基づき、日曜日ないし祝祭日においてもなさなければならない労働に関する、年少者たる施設収容者の使用については、これを適用しない。

第63条 (職業教育訓練法の改正)

職業教育訓練法(Berufsbildungsgesetz)は以下のごとく改正する。

1 第32条において

(a) 第1項における

(aa) 第2号の文末の点は「及び」なる文言に置き換える。

(bb) 第2号に続いて、以下の第3号を付加する。

「3 18才未満の被教育訓練者(Auszubildende)については、年少労働者保護法(Jugendarbeitsschutzgesetz)第32条第1項による最初の検査に関する医師の証明書が、閲覧に供されなければならない。」

(b) 第2項には、以下の第2段を規定する。

「年少労働者保護法第33条第1項による最初の再検査に関する医師の証明書が、遅くとも、中間試験に関する被教育訓練者の申告の日に閲覧に供されず、且つ、この瑕疵が第23条第2項により除去され

ない場合には、登録は抹消される。」

2 第45条には、以下の第3項を規定する。

「権限を有する官庁 (Stelle) は、年少労働者保護法に基づく監督官庁に対し、同法の実施につき重要な種々の注意を与える。」

第64条 (手工業令の改正)

手工業令 (Handwerksordnung) は以下のごとく改正する。

1 第29条において

(a) 第1項における

(aa) 第2号の文末の点は「及び」なる文言に置き換える。

(ib) 第2号に続いて、以下の第3号を付加する。

「5 18才未満の被教育訓練者については、年少労働者保護法第32条第1項による最初の検査に関する医師の証明書が、閲覧に供されなければならない。」

(b) 第2項には、以下の第2段を規定する。

「年少労働者保護法第33条第1項による最初の再検査に関する医師の証明書が、遅くとも、中間試験に関する被教育訓練者の申告の日に関覧に供されず、且つ、この瑕疵が第23条第2項により除去されない場合には、登録は抹消される。」

2 第41条aには、以下の第2項を規定する。

「(2) 権限を有する官庁は、年少労働者保護法に基づく監督官庁に対し、同法の実施につき重要な種々の注意を与える。」

第65条 (連邦官吏法の改正)

連邦官吏法 (Bundesbeamtengesetz) は以下のごとく改正する。

1 第80条第3号は、これを削除する。

2 従前の第80条aは第80条bとする。

3 第80条に続いて、以下の第80条aを付加する。

「第 80 条 a

- (1) 1976 年 4 月 12 日付の年少労働者の保護に関する法律（年少労働者保護法＝連邦法律官報第 1 部第 965 頁）は、これを年少官吏に準用する。
- (2) 連邦政府は、警察権執行勤務の特殊性及び国内治安の重要性に照らし必要である限りにおいて、法規命令によって、年少者たる警察権執行官吏（*Polizeivollzugsbeamte*）につき、年少労働者保護法上の規定の例外を定めることができる。」

第 66 条（官吏の権利の範囲に関する法律の改正）

官吏の権利の範囲に関する法律（*Beamtenrechtsrahmengesetz*）第 55 条に続いて、新たに以下の第 55 条 a を付加する。

「第 55 条 a

- (1) 年少労働者保護法に関する法規定は、18 才未満の官吏につき、以下の各項の規準に基づいてこれを制定する。
- (2) 18 才未満の官吏（年少官吏＝*jugendliche Beamte*）に関する、1 日及び 1 週の労働時間の確定、職業学校の授業日における自由時間の付与、休憩時間、就業時間、1 日の休息時間、夜間の休養、週 5 日制、並びに、土曜・日曜・法定の祝祭日の休養の規制に関しては、その者の特別の保護の必要性を斟酌しなければならない。
- (3) 年少官吏の保養休暇（*Erholungsurlaub*）の期間は、その者の年令及び特別の保養の必要性を斟酌してこれを規定しなければならない。
- (4) 年少官吏は、生命、健康若しくは精神的発達が危険にさらされる職務に、これを任せしめてはならない。但し、それが教育訓練の目的の達成に必要であり、且つ、熟練職員の監督により年少者の保護が保障されている場合には、16 才を超える年少官吏には、これを適用しない。権限を有する官庁は、機械・器具・装置を含む、勤務部門（*Dienststelle*）の設備を準備・維持し、且つ、使用を規制するに際

しては、生命及び健康に対する危険から年少者を保護するために、並びに、その肉体的又は精神的発達に対する侵害を防止するために必要な予防措置を講じなければならない。

- (5) 年少官吏の健康状態ないし発達状態及び肉体的状況に、並びに、年少官吏の健康又は発達に対する職務の影響に及ぶごとき医師の検査（最初の検査及び再検査）がなされなければならない。
- (6) 年少者たる警察権執行官吏については、警察権執行勤務の特殊性及び国内治安の重要性に照らし必要である限りにおいて、年少官吏に適用される年少労働者保護法の規定の例外を定めることができる。」

第67条（連邦中央登録簿法の改正）

1974年12月9日付の刑事訴訟法の改正に関する第1次法（連邦法律官報第1部第3393頁）により最近において改正された1971年3月18日付の連邦中央登録簿法（Bundeszentralregistergesetz）（連邦法律官報第1部第243頁）第11条第2項第4号は、以下の規定とする。

「4 児童及び年少者に対する使用・監督・の指揮命令又は教育訓練は、これを禁止する。」

第68条（営業令の改正）

営業令（Gewerbeordnung）第149条第2項第1号dにおける「使用及び監督」なる文言は、「使用・監督・指揮命令又は教育訓練」なる文言に置き換える。

「第69条（命令の改正）

(1) 1975年9月8日公示の規定における、有害な労働原料に関する命令（Verordnung über gefährliche Arbeitsstoffe）（連邦法律官報第1部第2493頁）第23条は、以下の規定とする。

「第23条（年少労働者保護法）

(1) 故意又は過失により本命令第15条第1項又は第2項に違反して年

少者を使用する使用者は、年少労働者保護法第 58 条第 1 項第 26 号 a にいう秩序違反を犯すものとする。

(2) 前項に掲げる行為により年少者の健康又は労働力を危険におとし入れた者は、年少労働者保護法第 58 条第 5 項又は第 6 項によって処罰される。」

(2) 1975 年 9 月 8 日の有害な労働原料に関する命令の改正に関する第 1 次命令 (連邦法律官報第 1 部第 2483 頁) 第 4 条第 4 項は、以下の規定とする。

「(4) 使用者として故意又は過失により本条第 1 項、第 2 項又は第 3 項に違反して年少者を使用する者は、年少労働者保護法第 53 条第 1 項第 26 号 a にいう秩序違反を犯すものとする。本項第 1 段に掲げる行為により年少者の健康又は労働力を危険におとし入れた者は、年少労働者保護法第 58 条第 5 項又は第 6 項によって処罰される。」

(3) 1972 年 10 月 4 日の圧搾空気における労働に関する命令 (Druckluftverordnung) (<圧搾空気令>連邦法律官報第 1 部第 1909 頁) は、下のごとく改正する。

1 第 22 条第 1 項第 2 号は、以下の規定とする。

「第 9 条第 2 項第 1 号に違反して、18 才以上 21 才未満の、又は、50 才以上の被用者を、圧搾空気作業において使用する者」

2 第 22 条第 3 項は、これを削除する。

3 第 22 条に続いて、以下の第 22 条 a を付加する。

「第 22 条 a (年少労働者保護法に基づく秩序違反)

使用者として故意又は過失により第 9 条第 2 項第 1 号に違反して 18 才未満の被用者を圧搾空気作業において使用する者は、年少労働者保護法第 58 条第 1 項第 26 号 a にいう秩序違反を犯すものとする。」

(4) 1964 年 4 月 3 日の 21 才未満の者の道徳的に危険な職務への使用の禁止に関する命令 (Verordnung über das Verbot der Beschäftigung von person unter 21 Jahren mit sittlich gefährden Tätigkeiten) (連邦法律官報第 1 部第 262 頁) は、以下のごとく改正する。

1 この命令の表題は、以下のものとする。

「18才未満の者の道徳的に危険な職務への使用の禁止に関する命令」

2 第1条第1項及び第2項における「21才未満の者」なる文言は、「年少者」なる文言に置き換える。

3 第3条は、以下の規定とする。

「第3条（年少労働者保護法の過料ないし刑罰規定の指摘）

本命令第1条による使用禁止との関係における年少労働者保護法第22条第1項第2号に対する違反行為は、同法第58条第1項第18号及び同条第3項ないし第6項により処罰される。」

第70条（企業医・安全技師その他の労働安全についての専門職員に関する法律の改正）

1973年12月12日の企業医・安全技師その他の労働安全についての専門職員に関する法律(Gesetz über Betriebsärzte, Sicherheitsingenieure und andere Fachkräfte für Arbeitssicherheit=連邦法律官報第1部第1885頁)は、以下のごとく改正する。

1 第13条において

(a) その表題における「Mitteilungen」なる文言及びカンマは、これを削除する。

(b) 第1項は、これを削除する。

(c) 第2項及び第3項は、これを第1項及び第2項とする。

(d) 新たな第1項第1段における「sonst」なる文言は、これを削除する。

2 第20条において

(a) 第1項における第2号は、これを削除する。

(b) 第1項第3号における「第13条第2項第1段」なる指示は、「第13条第1項第1段」なる指示に置き換える。

(c) 第1項第4号における「第13条第3項第1段」なる指示は「第13条第2項第1段」なる指示に置き換える。

- (d) 第1項第3号及び第4号は、これを第2号及び第3号とする。
- (e) 第2項における「第1項第2号ないし第4号」なる指示は「第1項第2号及び第3号」なる指示に置き換える。
- 3 第23条第1項における第1段及び第2段の「第13条第1項」なる指示は、これを削除する。

第71条 (ベルリン条項=Berlin Klausel)

本法は、1952年1月4日の第3次導移法(Dritten Überleistungsgesetz=連邦法律官報第1部第1頁)第13条第1項の規準に従い、ベルリン州にもこれを適用する。本法に基づき制定される法規命令は、第3次導移法第14条により、ベルリン州にもこれを適用する。

第72条 (施行)

- (1) 本法は、1976年⁵月1日からこれを施行する。
- (2) 以下の法律は、これと同時に効力を失う。
 - 1 1975年3月10日の管轄権の緩和に関する法律(Zuständdigerkeitslockerungsgesetz=連邦法律官報第1部第685頁)により最近において改正された1938年4月30日の年少者保護法(Jugendschutzgesetz=ライヒ法律官報第1部第437頁)
 - 2 1974年3月2日の刑法典に関する施行法(Einführungsgesetz zum Strafgesetzbuch=連邦法律官報第1部第469頁)第244条により最近において改正された1960年8月9日の年少労働者保護法(連邦法律官報第1部665頁)
 - 3 連邦官吏法第80条第3号に根拠を有する法規命令
- (3) 1960年8月9日の年少労働者保護法第37条第2項及び第53条、1938年4月30日の年少者保護法第20条第1項、並びに、營業令第120条0に基づき制定された規定は、存続するものとする。この規定は本法の適用範囲に関する限りにおいて、第26条又は第46条に基づく法規命令により、これを改正し又は廃止することができる。
- (4) 本法第69条によって改正される法規命令上の規定は、連邦労働・会社

秩序大臣が、その権限の範囲内において、これを改正し又は廃止することができる。

(5) 1960年8月9日の年少労働者保護法の規定に対する指示 (*verweisung*) は、本法の又は本法に基づき制定される法規命令のこれに対応する規定に対する指示として妥当する。

ここに以上の法律を公布する。

1976年4月12日

